

茨城工業高等専門学校系長・部長会議規則

〔平成27年4月1日〕
制 定

第1条 茨城工業高等専門学校教員組織規則第55条の2第2項の規定に基づき、系長・部長会議に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 系長・部長会議は、校長の諮問に応じ、茨城工業高等専門学校の管理運営に資するため、各系及び部運営の重要事項を横断的かつ具体的に審議して、学校運営を円滑にさせることを目的とする。

第3条 系長・部長会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 国際創造工学科長
- (3) 機械・制御系長
- (4) 電気・電子系長
- (5) 情報系長
- (6) 化学・生物・環境系長
- (7) 一般教養部長
- (8) 専門共通教育部長
- (9) 事務部長

第4条 校長は、系長・部長会議を招集し、前条第1項第3号から第8号までの者が、交替で議長となる。

第5条 議長に事故があるときは、次回議長がその職務を代行する。この場合は、前条の順番を変えることができるものとする。

第6条 系長・部長会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、第3条第1項第1号及び9号を除く委員については、代理出席者を立てることができるものとする。

第7条 校長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第8条 系長・部長会議の事務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。